

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和6年6月7日（金）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

議案第68号「所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

小林委員

昨日の質疑の中で、現在のところ最初の布設工事監督者のうち、衛生工学、水道工学を履修した方は何人いますかと聞いたところ、正確に把握はしていないということだが、実際のところ、この間ずっと衛生工学、水道工学の方を採用はされてきていたのか。

中澤総務課長

昨日把握していないと申し上げたのも、学部・学科は学歴として履歴書等で把握していますが、その大学でどういう科目で単位を取ってきたかというところまでは、把握をしていないということです。そういう意味で、把握していないという答えですので、実際に水道局内では水道工学や衛生工学を取った人を確認していますが、採用のときの判断基準にはしていないので、把握していないということです。

小林委員

特に今回の改正については、この部分が抜けているが、それでは、旧条例から言ってみたら、本来はその辺のところも把握をしていなかったのかなというように思うがいかがか。

中澤総務課長

先ほどもちょっと申し上げましたが、内部的には衛生工学・水道工学を履修してきたかどうかということ、本人の申請といたしますか、口頭で確認をしていったケースもありまして令和6年度に今20名選定している監督者の状況を満たす者のうち、1名は間違いなく自分がそういった学問も学んできたとおっしゃってはいるんですが、ただその方は、仮にそこを確認してもしなくても、経験年数としては、土木工学科を出たということでもう要件を十分満たしている方なので、例えばそれを証明するということになると、大学に行って、成績証明書を取ってきてくださいとか、そういった確認とかは今までしていないということです。

秋田委員

土木の職員は地方自治体で集まらないという話だが、所沢市は毎年、新卒を採用しているのか。

中澤総務課長

過去3年間の採用状況では、毎年度土木職は1名以上採用していると職員課に確認しています。

【質疑終結】

小林委員

【意見】

議案第68号「所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、衛生工学・水道工学というところで、なかなか実態を担当課としては、正確には把握しにくいということでしたが、今回の条例改正については国の担当省が厚生労働省から国交省、環境省に移り、そのため施行令等も改正されて、それに従って、市の条例改正に至ったと解釈いたします。しかし、この条例改正では、施設工事監督者の資格から「衛生工学又は水道工学に関する学科科目を修めて卒業」が抜けていることについて、水道法第1条に照らし合わせて考えるとどうなのかと考えます。その中で、水道法第1条では、この法律は水道の施設および管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするとしており、命の水を供給する源泉となる仕事ということに大変大事な仕事であるため、やはり残していくことが必要だと考え反対の意見とします。

【意見終結】

【採決】

大館委員長

議案第68号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時11分)

(説明員 交代)

再 開 (午前9時12分)

○議案第67号「所沢市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

この改正によって、現状の中で影響や変化があったりするのか。

鎌田市街地整

今回の改正に伴いまして、市営住宅の入居申し込みの際に、元々、DV

備担当参事

被害者の方も倍率優遇を受けられてはおりましたが、その倍率優遇の対象者がさらに広がったこととなります。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

大館委員長

議案第67号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第71号「所沢駅ふれあい通り線整備工事（その5）請負契約締結
についての一部変更について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

大館委員長

議案第71号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時14分）

（説明員 交代）

再 開（午前9時15分）

○議案第72号「北野下富線（4工区）道路築造工事（下部工その1）請負契約締結について」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

昨日の議案質疑の中で、11回の説明会を開いて、延べ160人のご参加があったと説明があった。今回上程されている提案に関連するご意見や質問は市民の方からあったのか。

岩崎道路建設
課長

市民からの意見ということで、主な内容とすると昨日答弁させていただきました。その一つの中に、北野下富線から県道所沢狭山線へアクセスできるようにしてほしいという意見がありまして、その中で転回路を設置してほしいという意見もありました。

末吉委員

ただ転回路を造ってくださいといわれても、そうですねっていう感じではないと思うので、そこら辺については、検討の中で様々あったということによろしいか。

岩崎道路建設
課長

県道所沢狭山線のアクセスというのが、道路の設定の中で、その辺は懸念としてアクセスできないというのがありまして検討していたところです。その中で、さらに市民の方からもご意見をいただいたということで、

始まりとしては市の方で検討はしておりました。

中委員

橋脚の話ですが、そうすると全体で、今何本中の何本目だとか、また鉄道の上を高架でいくんでしょうけども、その工事全体の中で大体これやると何%ぐらいが終わるのかとか、ざっくりの感じでいいので説明いただきたい。

岩崎道路建設
課長

計画全体で橋脚につきましては、7か所ありまして、そのうち今年度2か所ということで、あとはその橋脚の工事が終わりましたら、今度は橋台をやりましてその後橋げたを掛けまして、あと、その後側道整備といった流れになっており、およそ7年の計画となっています。今年度が終われば15%ほどが完了となります。

荻野委員

今回は鉄道から近い部分の1か所ということで結果的に西武建設で、鉄道の関連会社ということで工事がやりやすいという部分あると思うが、今後、7基全て西武建設がやるとか他の業者になっても特に影響はないのか。

岩崎道路建設
課長

今回、西武鉄道に直接関係のある工事というところもありますが、今後はそれから離れていきますので、西武建設に限らず、他の業者も入ってこれると考えています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第72号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第75号「市道路線の認定について」

○議案第78号「市道路線の廃止について」

大館委員長

議案第75号及び議案第78号については関連がありますので、一括議題としてよろしいでしょうか。

(委員了承)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

大館委員長

議案第75号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第78号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第76号「市道路線の認定について」

○議案第79号「市道路線の廃止について」

大館委員長

議案第76号及び議案第79号については関連がありますので、一括議題としてよろしいでしょうか。

(委員了承)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

大館委員長

議案第76号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第79号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第77号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

大館委員長

議案第77号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時25分)

(説明員 退室)

再 開 (午前9時55分)

○請願第2号「所沢市議会は、市長が除染土実証事業の中止を環境省に文書で申し入れるよう求めて下さい。」

小林委員

参考人を呼んで、意見をお聞きしたい。

大館委員長

ただいま、小林委員から、請願第2号につきましては、参考人として村上三郎氏の出席を求め、意見を伺いたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として村上三郎氏の出席を求め、意見を伺いたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

大館委員長

挙手少数であります。よって、参考人の出席を求めないことに決しました。

末吉委員

紹介議員となった二人から説明を求めたい。

大館委員長

ただいま、末吉委員から、紹介議員の説明を求めたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。会議規則第138条の規定に基づき、紹介議員として赤川議員、花岡議員の説明を求めたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

大館委員長

挙手多数であります。よって、紹介議員の説明を求めることに決しました。

休 憩 (午前9時57分)

(紹介議員 入室)

再 開 (午前10時10分)

大館委員長

初めに、紹介議員として、赤川洋二議員、花岡健太議員に御出席をいただいております。この際、紹介議員の方に一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、赤川洋二議員、花岡健太議員の順にお一人5分以内で御説明いただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、赤川洋二議員をお願いいたします。

【紹介議員の説明】

赤川議員

この度は説明の機会をいただきましてありがとうございます。私はなぜ紹介議員になったかを理由をもちまして説明とさせていただきます。

所沢市では2022年12月に環境省の説明会依頼、住民の方からいろ

んな要望も含めて、議会の対応としましては、住民の同意が得られないまま実証実験を認められた決議を上げていただいております。そういう中で、環境省はまた説明会を開くということを経済省のいろいろな部会の中でも述べていまして、実際に新宿区におきましては、既に2回目の説明会が開かれたと聞いております。そういう中、いつまた説明が開かれるのかというような状況でございまして、私は12月定例会の一般質問で、このことを聞いております。市としては、これまで機会があれば環境省に申し入れをしているということでありましたが、やはり所沢市としては、議会が決議を上げているわけでございますので、行政としてもしっかりと市民の意見を聞く中で、やはり文書を持って実証実験に対して、市民の同意が得られないという今状況であるので、認められないと。単なる同意というよりは、環境政策として、所沢市としてはどう思っているのかという意味も含めて、私は一般質問で市長に自ら環境省に対して、文書をもって申し入れをするべきだということを一般質問いたしました。その答弁が、このことについてはしっかりと対応していきたいと考えておりますという答弁でした。議会としても決議を上げているわけですので、行政として、そのトップである市長も、文書をもって、この除染土の実証実験の中止を環境省に申し入れるという行動をとっていただきたいという請願につきましても、やはり所沢市民を代表するこの議会としてもそれを認めて採択していただきまして、この請願に答えていただきたいという意味で、紹介議員にならせていただきました。

以上で説明を終わります。

大館委員長

次に、花岡議員お願いいたします。

花岡議員

本日はご説明させていただける機会を設けていただき、ありがとうございます。私がこの請願の賛同者になった理由ですが、先ほどの赤川議員もおっしゃったとおり、議会としても、住民合意のない除染土再利用実証事業を認めない決議を令和5年3月23日に上げているということもあり、また弥生町町会の決議もありまして、やはり住民の決めたこと、住民自治の観点からもやはり住民の意思は尊重されるべきであるという思い、また私も以前、一般質問で除染土の実証事業を取り上げさせていただいたときに、必ずしも合意がなくても、実証事業を行うことがあるとのことを環境省から言われたので、やはりそれは、一歩進んで、中止を行政として申し入れるというのが必要なのではないかと思い賛同させていただきました。

以上です。

【紹介議員への質疑】

中委員

今回、請願という形で市長に対して求めて、環境省に文書で申し入れるよう求めてくださいという請願になるが、内容的には議会の中でも決議を出しているぐらいだから相当数これは議論もしましたし、その中で、もう皆さんも全会一致でやっているわけだから気持ち的にはありますというところまでいっていた。その上でこの請願に対して、同意をして判を押し

てということで、紹介議員として判を押すとそれが請願として認められますから、これが請願として成り立つということまでは行きましたと。ただ、その他にももう少しやることとか、やり方とかは何か考えてなかったのか。先ほど一般質問という話もありましたが、その他何か行動を起こしていたのか。賛同して、請願としてあげたわけだから、もう最後の手段として請願としてあげたということで私は理解するというふうに思ったので、ただその前に自分たちとしては何か他にやることやるべきことがなかったのかなということをぜひお聞きしたい。

赤川議員

議会として決議を上げた以降に、何かやるというような議論はまだされておりませんが、今回、そういう請願が出たので、もう議会としてはもうやることはないんじゃないかなと。それで市民の方から請願が出たので、それを採択して議会に行政を動かしていただきたいという意味でここに請願が出たと思っております、これ以上はちょっと考えられませんでした。

花岡議員

請願に賛同して署名させていただきましたが、それ以外にどういったことがあるかは考えておらず、市民から請願いただいて、それに同意した。それ以外にはちょっと私は議員としてはやってないです。

中委員

他には考えられなかったということによろしいか。

花岡議員

はい。

中議員

今回の請願という行政手続きですけども、こういう内容のことが、除染土については決議までは議会の中でやったので、そのことについてという話であればいいが、行動を起こしてくれってということが請願として成り立つのか、また馴染むのかどうか、ちょっと私はそこがどうしても疑問に思っている。請願としての効果を出す意味合いとして、その辺についてはどう思うか。

花岡議員

行政として主張しているというのは、効果があることだと思います。

赤川議員

議会としては、私はあの決議を上げたのは大きいと思うので、やるべきことはやったのかと。ただ行政に対しても、市長にそういうのをあげてくれってというのは市民の請願権として私は認められていいと思うし、請願としては問題ないと思います。

末吉委員

この除染土の話については、実は2月末か3月初めに、福島県のあるマスコミから所沢の地元の今のご意見を取材させて欲しいという依頼が個人的に私のところに来たので、弥生町町会の方を私存じ上げなかったので矢作議員に伺って、そういうことがありますと問い合わせをしたことがあります。そのときに、私がお話した方は、前市長は地元がわかったと言わな

い限りはわかったと言わないと言った。そして市議会も決議を上げている。当然、弥生町町会も反対を決めているということで意思を表明している。この話は終わったものと思っている。新しい変化が起こらない限り、はっきり言えば蒸し返さないでほしい。この話についてまた取材を受けたり、何も起こっていないのに起こすということは、自分たちの中ではすでに終わっていて、この話はもう拒否して反対して終わりだと思っているのに、と言われました。そのまま、あちらのメディアにもお伝えをして、ご了解いただいたものと思っている。それが、地元住民のお一人かもしれませんが、ご意思だというふうに思っている。お二人は地元のご意見や市民のご意見、こういうふうにしてほしいとなど聞かれたのでしょうか、お伺いしたい。

赤川議員

環境省は、私の情報では説明会を新宿区と同じようにやるという方向で、もう既に決定していると聞いております。それに対して住民の方は非常に不安を持っている方も多くいらっしゃいます。そういう意味で、しっかりと議会の意思表示はしたので、市として行政として、文書を持って申し入れをし、終わったと言っても実際には文書では正式に市としてこのことに対する対応表明はされていないと私も感じておりましたので、市民の意見を聞く中で、こういう請願が出てきたので、これは認めるべきと思いきり署名させていただきました。

花岡議員

やはりその請願を提出された方から話はすごく聞いていたし、会の方からも話を聞いています。また環境省もこの事業については中止をしていないというのも伺っております。

末吉委員

全会一致の決議、そして前市長、現市長も含めて反対の意思を表明して、その後、状況の変化がないという中で、あえて蒸し返さないで欲しいと言っている市民の意見もあるが、その点についてどのように思われるのか。反対するとか言っているわけではなく、全員で反対しているのに、市民も議会も市長も含めて全員で反対していて、なおかつ終わったものという状況なので、静かにしてほしいという市民の意見もあるということについてはどう思われるのか。

赤川議員

私はこのまま進むのであれば、中止になるのであれば、私はそれが望ましいと思いますが、実際に市長が新しく変わって、環境省に意思表示をしたという情報を私は持っておりません。そういう意味で、今回は新しい現市長の中で、はっきりと環境省に対して意見を述べて文書を示してくれということなので、これは意味がありマイナスにはならないと思っています。

花岡議員

全員で反対しているという状況であるということをおっしゃっていたと思うのですが、住民合意のない除染土再利用実証事業を認めない決議は

議会としてあげまして、弥生町町会も総会で決議を上げておるという状況で、そういう中でも実証事業が中止されていないわけですので、そうなってくると、私としては、この請願に対して、乗らない方が説明を求められるかなと思いました。静かにしてほしいといった市民の方の声が出ているとしたらやっぱりそういう意見もあるなというふうに思うが、やはりその地元町会の総会での決議というのが、すごく重く受け止めるべきなのではないかと思っております。

末吉委員

先ほど中委員の質問と重なる部分ではありますが、市議会として、市長に出すという以外にできることがあったのではないかと思うが、その点について一切考えなかったということではよろしいか。

赤川議員

考えられるのは、先ほどの一般質問で取り上げさせていただいたと。それ以上は考えが至るまでに、今回の請願が出ており、この請願は「市長に意見を求める」なので、こういう請願で、もしこれが実現して市長が動いて、文書で申し入れるということがあれば、これは行政として、一つの責任を果たしたということなので、これプラス議会として決議を上げた以降に何をやるってことは、やはり今後議論していきたいと思っています。

花岡議員

できることとしましては、やはり一般質問でこれまで取り上げたということもあります。私として、できることはやってきたと思っているのと、

今回市民の方から出てきたものですので、その請願に賛同したということも
できることの一つになるのかなと思います。

【紹介議員への質疑終結】

大館委員長

この際、紹介議員に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、本委員会のためにご出席いただき、丁寧なご説明い
ただき、心から感謝いたします。本委員会としましてご説明いただいた内
容を、今後の委員会審査に十分したいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

休 憩 (午前10時30分)

(紹介議員 退室)

再 開 (午前10時31分)

【執行部への質疑】

末吉委員

地元町内会、市議会の決議、それから市長からの動きが以前あったが、
その後、環境省に対しての動きがあったのかどうか再確認したい。

三浦環境対策
課長

特に動きはございません。

中委員

こちらからの動きがないという状況は分かったが、国の方からも話や通知なども今のところは一切ないという認識でよろしいか。

三浦環境対策
課長

特にございませぬ。

中委員

先ほどの赤川議員の説明では、文書をもって申し入れをしていくのかという質問に対して、市長からはしっかりと対応していきたいという答弁があったという旨の発言があったが、それについては現在、内部的な動きはあるのか。

三浦環境対策
課長

事態が進展しているわけではありませんので、特に動きはございませぬ。

中委員

事態が進展してないという話だが、現状が未だそのままの状態でストップしているという認識でよろしいか。

三浦環境対策
課長

市の方に通知ということでの動きはありませんが、環境省のホームページでは、放射線に関わるワーキンググループなどといったものは公表されております。

末吉委員

花岡議員からは先ほど、地元の合意がなくても事業ができるというような発言があったが、仕組みとして、地元の合意がなくても実証試験はできるのかということと、環境省が実際にやるつもりがあるのかという2点についての情報はるか。

三浦環境対策
課長

環境省からは現状、改めての通知というものはないですが、地域住民に対して丁寧に説明していくとは聞いています。また、法律等の仕組みとしては、平成23年に閣議決定された「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」や「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」などに国の責務を示し、その責務を全うするための「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」において、除去土壌等の再生利用の推進が示されています。その取組方針としては、自治体や地域住民に対して特に丁寧な説明を行っていくと定められていますので、こういったものはきちんと重視されるものだと考えています。

小林委員

基本方針等では、再利用について丁寧に説明を行っていくと言っているが、現状、環境省から改めての通知はない。そこで、市として何かしらのアクションをしようということは、現市長からもあったのか。

三浦環境対策
課長

現市長においても、前市長からの体制に引き続き、市民の安心安全が確保され、市民の理解が得られることを大前提に、説明会が行われる場合に

は丁寧な説明を求めていくものとしております。

小林委員

そのような市長の考え方を環境省の方に通知しているのか。

三浦環境対策

文書での申し入れはしておりません。

課長

小林委員

環境省の方では、取り止めの方針は示していないのか

三浦環境対策

環境省からは、実証事業の取り止めについて聞いておりません。

課長

小林委員

除染土壌の再利用については、丁寧に説明を行っていくということを政府は言っているわけだが、それについての連絡も、今のところはないという認識でよいか。

三浦環境対策

環境省からは特に通知などはいただいております。

課長

【質疑終結】

休 憩 (午前10時40分)

※休憩中に協議会を開催

再 開 (午前10時52分)

【意 見】

末吉委員

引き続き、推移を見守っていきたいので、継続審査を主張します。

小林委員

先ほど担当課からの説明がありましたが、もう基本方針が閣議決定されていて、現状、再利用をやっていくっていうようなことでの実証実験やることについては丁寧に行っていくっていうようなことだけを言っていました。やはり、地元の方としてみたら、既に決議もあげているわけですし、これはしっかりと環境省に、市長から申し入れてほしいということを採用すべきだと思います。

【継続審査の可否】

大館委員長

請願第2号は、挙手多数により継続審査すべきものと決する。

休 憩 (午前10時54分)

※休憩中に協議会を開催

再 開 (午前11時10分)

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○その他

・視察について

大館委員長

視察については、日程等の都合により調整が必要なことから、正副委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

散 会（午前11時12分）

建設環境常任委員会

【第6委員会室】

大館 隆行
委員長

末吉 美帆子
副委員長

秋田 孝
委員

小林 澄子
委員

前田 浩昭
委員

亀山 恭子
委員

中 毅志
委員

荻野 泰男
委員

説明員席

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和6年第2回（6月）定例会

建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 交通政策について
- 6 住宅・住環境について
- 7 市街地整備について
- 8 土地利用について
- 9 道路について
- 10 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 11 上水道について
- 12 下水道について